平成２８年（フ）第３５９号
静岡県牧之原市細江6052番地２　サンシーカーＡ103、旧住所静岡県島田市大草535番地の１　市営大草住宅Ｂ棟402号室
債務者　長倉　里美
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月12日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２４６号
岡山市東区浅越70番地18
債務者　服部　大輔
1　決定年月日時　平成28年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３０６号
栃木県下都賀郡壬生町表町２番３号
債務者　細内　秀行
1　決定年月日時　平成28年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２８号
栃木県矢板市鹿島町14番46号　青木コーポⅢ―17号、前住所栃木県大田原市大豆田453番地８
債務者　安倍　正彦
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月15日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第４６９号
東京都府中市四谷６丁目50番地の７エレガント・ヴァラュアブル107
債務者　矢竹　　卓
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月16日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４７０号
東京都八王子市弐分方町540番地１エレルシ202号
債務者　鈴木ゆかり
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１５４８号
福岡県朝倉市甘木939番地14
破産者　酒井　治仁
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７２９号
福岡市博多区板付３丁目７番1101号、破産手続開始決定時の住所福岡市中央区舞鶴１丁目３番31―304号
破産者　龍　　和夫
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６７７号
北九州市小倉北区清水１丁目３番21―702号
破産者　丸木　克也
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８３号
福岡県太宰府市都府楼南５丁目１―18―102号、破産手続開始決定時の住所大分県玖珠郡九重町町田2032宝泉寺観光ホテル湯本屋内
破産者　橋本　　悟
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２１２３号
札幌市豊平区美園９条３丁目１番27―102号
鈴木　方
破産者　森　　珠実
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５０号
秋田県鹿角市十和田毛馬内字押出62番地
破産者　菅原正太郎
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第５号
埼玉県草加市瀬崎７丁目１番21号
破産者　金丸　　隆
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第７８号
長野県岡谷市長地出早１丁目14番３号　ハイム横川Ｂ―１
破産者　上口　昭一
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第１６４号
岡山県笠岡市拓海町182　ドルフィン拓海、住民票上の住所岡山県井原市井原町105番地３
破産者　佐藤　伯志
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１５号
広島県安芸高田市向原町保垣74番地
破産者　向井　房男
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部